

# 未熟児養育医療の申請をされる方へ

## 1 養育医療とは

出生時に生育が未熟であるとして、指定養育医療機関の医師が、入院養育が必要と認められた児が入院治療を受ける場合に、医療保険が適用となる費用の自己負担分を公費で負担するものです。

## 2 給付対象

次のいずれかに該当する児が対象となります。

- (1) 出生時の体重が2,000グラム以下のもの
- (2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの
  - ① 通常時に、運動不安、けいれん、又は運動が異常に少ないもの
  - ② 体温が摂氏34度以下のもの
  - ③ 強度のチアノーゼが持続するもの、又はチアノーゼ発作を繰り返すもの
  - ④ 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
  - ⑤ 生後24時間以上排便のないもの、又は生後48時間以上嘔吐が持続しているもの  
若しくは血性吐物又は血性便のあるもの
  - ⑥ 黄疸が生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

## 3 給付方法及び範囲

### (1) 給付の方法

申請により認定を受けると、医療券が交付されます。医療券を使うと養育医療に係る医療費・食事代などの自己負担額は公費で支払われますので病院窓口での負担はありません。※おむつ代、差額室料等は対象外

ただし、世帯の課税状況により一部負担金がありますので、市から送付する納付書で納付いただくか、こども医療費助成制度から直接充当（納付金なし）することになります。

### (2) 給付の範囲

給付対象となる費用は、入院にかかる医療の給付のうち次のものになります。

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療
- ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 移送費（特定の場合に限ります）

## 4 申請方法

医療機関で養育医療が必要と判断された場合は、下記書類を揃えてすみやかに市民生活部健康推進課又は各総合支所市民課健康づくり係に申請（原則 保護者の方）してください。

### 養育医療の申請に必要なもの

- ① 養育医療給付申請書
- ② 世帯調書
- ③ 養育医療意見書（初回用）
- ④ 対象児の加入する健康保険証の写し
- ⑤ 市民税課税情報の閲覧にかかる同意書（課税基準日において登米市に住所を有する場合）  
または世帯構成員及び同居世帯員以外の扶養義務者の市町村民税課税（非課税）証明書  
\*18歳未満の未就業者を除く
- ⑥ 治療終了後、又は治療開始から2カ月を経過してからの申請には遅延理由書（任意様式）の提出が必要になります。

健康推進課か各総合支所市民課健康づくり係でお渡しします。  
※市ホームページからダウンロードすることもできます。

指定養育医療機関の担当医師が作成したもの。

健康保険証が未交付の場合、申請時には扶養者となる方の健康保険証の写しをご提出いただき、ご本人の健康保険証の写しは交付後すみやかにご提出ください。

給付決定には、①～⑤（該当する場合は⑥も）の書類が必要ですので、全て揃えて申請してください。

診療開始月により、下記のとおり証明が必要な課税年度が変わります。

診療開始月	市町村民税課税証明書の場合	市町村民税課税基準日※
1月～6月	令和4年度分	令和4年1月1日現在
7月～12月	令和5年度分	令和5年1月1日現在

※市町村民税課税基準日に登米市に住所を有している場合は、閲覧にかかる同意書の提出により、課税証明書の提出は不要となります。閲覧にかかる同意をされない場合は、課税証明書が必要になります。

※市町村民税課税基準日に登米市に住所を有していない場合は、前住所地の市町村民税課税証明書が必要です。

### 養育医療に関するお問い合わせ

養育医療の制度や申請手続きなどで、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

市民生活部 健康推進課 保健推進係 ☎0220-58-2116

令和5年1月1日～令和5年12月31日